（公印省略）

神健保医第３９６号-3

令和３年６月１４日

公益社団法人神戸市民間病院協会

会長　　西　昂　様

神戸市保健所長　楠　信也

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）の公布について（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、令和３年５月28日付で公布され、同日より順次施行される旨、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴下会員に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和３年５月28日付医政発0528第1号厚生労働省医政局長通知　　別添のとおり

２　概要

医師の長時間労働等の実情に鑑み、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するため、以下の事項に関し、医療法、医師法及び歯科医師法並びに関係する法律について改正が行われたもの。

(1)　医師の労働時間の短縮及び健康確保のための制度の創設

(2)　各医療関係職種の業務範囲の見直し等の措置

(3)　外来医療の機能の明確化及び連携の推進のための報告制度の創設

(4)　地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組みに関する支援の仕組みの強化　等

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp